

「がんばろう！千葉」シンボルマーク利用案内

制定：平成23年4月25日

改訂：平成23年6月9日

I 「がんばろう！千葉」シンボルマークの位置付け

「がんばろう！千葉」シンボルマーク（以下、「シンボルマーク」という。）は、「がんばろう！千葉」応援隊の団体隊員（以下、「団体隊員」という。）に登録いただいた企業・団体が、千葉を元気に、千葉から日本を元気にするというキャンペーンの趣旨に賛同し、趣旨に沿った活動を積極的に推進するという意思を表明するためのマークです。

II シンボルマークの種類

団体隊員が一般的に利用できるシンボルマークは、図1です。

団体隊員が、「ちば産品応援隊」の趣旨に適合した活動を行う場合は図2を、「ちばめぐり隊」の趣旨に適合した活動を行う場合には図3を、「ちば節電協力隊」の趣旨に適合した活動を行う場合には図4を、併せて利用できます。

図1



図2



図3



図4



※シンボルマークには、
応援内容に応じて、適宜、
文言を追加して使用してください。

III 用途及び使用手続き

団体隊員は、千葉県からの使用許諾を受けて利用できます。ただし、(2)のちらし、のぼり、ポスター、ノベルティグッズ等に利用する場合には使用許諾手続きは不要です。

(1) 商品への利用〔使用許諾手続きが必要です〕

シンボルマークを、商品、景品、商品等のパッケージ、広告、サービス等、収益を上げることが目的として作成し、若しくは提供される物品又はサービス（以下、「商品等」という。）にデザイン等を使用する場合は、「千葉県マスコットキャラクター『チーバくん』デザイン等取扱要領」に基づく使用許諾申請が必要です。なお、本キャンペーンの趣旨に適合して使用する場合には、使用料の免除を併せて申請できます。

なお、特定の商品の原材料の県産比率の高さや品質等を保証するマークとしては使用できません。食品関連の商品にロゴマークを使用する場合は、併せて「このマークは商品の品質を保証するものではない」旨記載してください。

(例)

「がんばろう！千葉」を呼びかける商品（オリジナル缶、土産品、ツアー等）

(2) ちらし、のぼり、ポスター、ノベルティグッズ等広告への利用

〔(1)に該当するものを除く〕




シンボルマークを、商品等以外に対して利用する場合は、デザインの使用許諾手続きは不要ですが、団体隊員申込用紙の中で使用計画をお知らせください。

(例)

- ①企業・団体/事業の活動全体を示す告知ツール
- ②イベント・フェア会場・売り場全体・名刺への印刷・企業・団体の事務所内での表示・企業・団体の構成員とその家族、関係団体などへの啓発活動・企業・団体内での食堂などでの表示
など

IV シンボルマーク利用上の注意

1. シンボルマークの利用や表現に当たっては、本利用案内及び「千葉県マスコットキャラクター『チーバくん』デザイン等取扱要領」に基づく遵守事項等を遵守し、利用者の責任において十分注意願います。
2. 以下のような利用はご遠慮願います。
 - ①個別の商品、企業・団体が提供するサービス及びその他の企業・団体活動の内容を保証するもの、又は保証すると誤認させるものとしての利用
 - ②法令や公序良俗に反すると認められるような利用
 - ③募金活動と関連付けての利用
 - ④その他キャンペーンの趣旨に反すると認められるような利用
3. シンボルマークの不適切な利用などに当たっての措置
利用者が、シンボルマーク利用案内に違反したと千葉県が認めた場合、また本運動の趣旨に反するような行為や法令や公序良俗に反する行為を行ったと千葉県が認めた場合などにおいては、千葉県は必要な措置を講ずることとします。
4. シンボルマークの利用に関わるクレーム等には千葉県は一切責任を負いません。
5. 本利用案内は、事務局により通知なく改定される場合があります。改定内容についてはホームページ等でお知らせいたしますので確認ください。
6. 誤ったデザインをすると、イメージの混乱を招く恐れがありますので、次の点に留意して使用してください。

<p>■縦横の比率を変えない</p> 	<p>■バランスを変えない</p> 
<p>■書き加えたり取り除いたりしない 他のものを上に重ねない</p> 	<p>■色を変えない</p> 